

# 兵庫・小野 生活保護監視条例案の問題点

## 大阪府立大学教授 木下秀雄さんの講演

兵庫県小野市で、生活保護受給者などを市民に監視させる「福祉給付制度適正化条例」案が27日の本会議で採決される緊迫した情勢です。同市で開かれた緊急市民学習会（16日）で講演した社会保障が専門の木下秀雄大阪府立大学教授の講演要旨を紹介します。



条例案は、対象としている人だけでなく、  
ているのは生活保護だ 生活保護、児童扶養手  
けでなく、「その他福 当、その他を「受給し  
社制度における公的な ようとする者」まで入  
金銭給付」とありま っています。これでは  
す。障害者手当も入る 市民すべてが入りま  
らしいのですが、あえ す。つまりこの条例で  
て定義しないようにで 監視される側も市民全  
す。そうすると、障害 員になるということで  
基礎年金、高齢基礎年 市民とは、「生活もし  
金などなんでも入る可 しくは活動の拠点を置く  
能性がある。しかも受 通過する人も  
給者というのは受給し

### 通過する人も

市の調査、指導に協 力する責務を負ってい  
るのは市民です。この  
市民とは、「生活もし  
しくは活動の拠点を置く

者及び一時的に市内に 滞在する者」とあり、  
通過する人も含まれま  
す。

さらに市長が推進員 を設置して、「情報提  
供があった場合又はそ  
れに相当する疑わしい  
事実があると自ら判断  
した場合はその詳細な  
実態を推進員に調査さ  
せる」ことになってい  
ます。市長がどうも怪  
しいと思ったら、推進  
員に調査させることが  
できるのです。まるで  
どこかの国のようで  
す。すべての市民を対  
象に、市長が怪しいと  
思ったら推進員に「詳  
細な実態」を調べさせ

### 性質違う問題

不正受給は、生活保 護法に規定があります  
が、パチンコをするこ  
とは不正受給ではあり  
ません。不正受給とは  
か。むしろ、それに達  
しないワーキングプア  
（働く貧困層）や、受  
けていない人たちの生  
活が貧しすぎるのでは  
ないか、もう一度考え  
直す必要があります。  
そして、保護を受けて  
いる人の保護基準を下  
げたら自分が豊かにな  
るのか。逆に、あの基  
準が健康で文化的な最  
低限の水準であれば、  
働いている自分たちは  
もっとまともな生活が  
できて当然じゃない  
か、と言えるようにな  
らないといけません。  
生活が困っても受け  
ない人たちが日本には  
いっぱいいます。その  
なかでこんな条例がで  
き、貧困をそのままに  
して生活保護を絞った  
らどうなるか。貧困で  
保護が受けられない人  
が増えるだけです。

# すべての市民が対象に

基礎年金、高齢基礎年  
金などなんでも入る可  
能性がある。しかも受  
給者というのは受給し

問題です。しかし「保  
護を受けているくせに  
何が自由か」という話  
が出てきますが、これ  
は非常に乱暴な人権侵  
害ですし、問題の解決  
にはなりません。  
また、よく保護を受  
けている人はいい暮らし  
をしているのかのよう  
な話が出てきます。し  
かし保護を受けている  
人の生活は豊かなの  
か。むしろ、それに達  
しないワーキングプア  
（働く貧困層）や、受  
けていない人たちの生  
活が貧しすぎるのでは  
ないか、もう一度考え  
直す必要があります。  
そして、保護を受けて  
いる人の保護基準を下  
げたら自分が豊かにな  
るのか。逆に、あの基  
準が健康で文化的な最  
低限の水準であれば、  
働いている自分たちは  
もっとまともな生活が  
できて当然じゃない  
か、と言えるようにな  
らないといけません。  
生活が困っても受け  
ない人たちが日本には  
いっぱいいます。その  
なかでこんな条例がで  
き、貧困をそのままに  
して生活保護を絞った  
らどうなるか。貧困で  
保護が受けられない人  
が増えるだけです。

しいと思います。